

令和 3 年 6 月 1 1 日

第 3 回 廿日市市議会議案説明書

( 第 2 回 定例会 )

廿 日 市 市



### 第3回廿日市市議会議案説明書目次

報告第18号	専決処分事項の報告について	1
議案第43号	廿日市市税条例等の一部を改正する条例	3
議案第44号	廿日市市手数料条例及び廿日市市個人情報保護 条例の一部を改正する条例	5
議案第46号	工事請負契約の締結について	7
議案第47号	廿日市市総合計画基本計画の策定について	9
議案第48号	財産の取得について	11
議案第49号	財産の取得について	13
議案第50号	財産の取得について	15
議案第51号	財産の取得について	17
議案第52号	財産の取得について	19
議案第53号	廿日市市教育委員会委員の任命の同意について	21



(報告第18号)

専決処分事項の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

(地域政策課)

1 専決処分した理由

令和3年1月31日中央市民センターの職員が、倉庫に荷物を搬入するため、中央市民センターの駐車場で公用車を後退した際、右後方に駐車してあった軽貨物自動車と接触し、同車に損傷を与えた。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

損害賠償額 50,000円

3 専決処分年月日

令和3年4月15日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

(2) 市長の専決処分事項

第4号 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

5 参照法令

## 民法

第715条 ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

(議案第 4 3 号)

廿日市市税条例等の一部を改正する条例

(税制収納課)

1 提案の要旨

地方税法の一部が改正されたことなどに伴い、次のとおり市民税等に関する規定を改正しようとするものである。

- (1) 個人の市民税の均等割及び所得割の非課税限度額の算定の基礎となる扶養親族について、年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限ることとし、年齢 30 歳以上 70 歳未満の非居住者であって次のいずれにも該当しないものを除外する。

ア 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者

イ 障害者

ウ その納税義務者から前年において生活費又は教育費に充てるための支払を 38 万円以上受けている者

- (2) 個人の市民税の特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、適用期限を 5 年間延長し、令和 9 年度までとする。

- (3) その他必要な規定の整理を行う。

2 施行期日

公布の日。ただし、1 の(2)の改正規定については令和 4 年 1 月 1 日、

1 の(1)の改正規定については令和 6 年 1 月 1 日

3 根拠法令

地方税法

第 3 条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。



( 議案第 4 4 号 )

廿日市市手数料条例及び廿日市市個人情報保護条例の一部を  
改正する条例

〔 総 務 課 〕  
〔 市 民 課 〕

1 提案の要旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードの発行に係る事務に関し、手数料を徴収することができることとなったことなどに伴い、次のとおり関係条例の規定の整理を行おうとするものである。

条 例 名	内 容
(1) 廿日市市手数料条例	個人番号カードの再交付に係る手数料に関する規定を削除する。
(2) 廿日市市個人情報保護条例	引用条項等を整理する。

2 施行期日

令和 3 年 9 月 1 日

3 根拠法令

地方自治法

第 1 4 条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第 2 条第 2 項の事務に関し、条例を制定することができる。

第 2 2 7 条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

第 2 2 8 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。(以下略)



(議案第46号)

工事請負契約の締結について

(契 約 課)

1 提案の要旨

廿日市市宮内1518番地において施工する宮内小学校屋内運動場長寿命化改修工事の請負契約を締結しようとするものである。

2 請負契約の内容

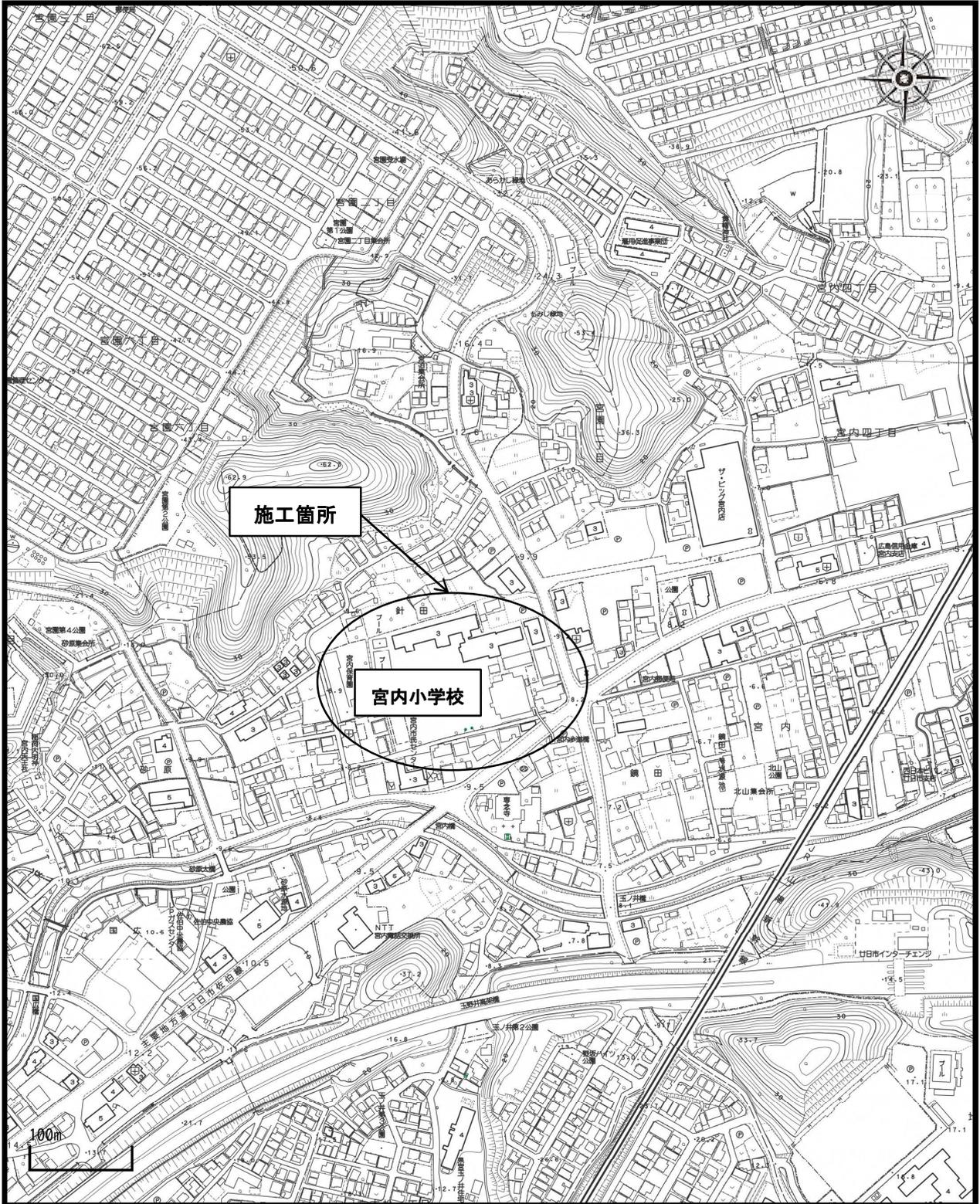
- (1) 工事内容 建築工事 一式  
電気設備工事 一式
- (2) 請負金額 187,308,000円
- (3) 請負者 広島市佐伯区海老山町5番16号  
株式会社 新枝建設  
代表取締役 新 枝 博 文
- (4) 工 期 議決の日の翌日から  
令和4年2月22日まで

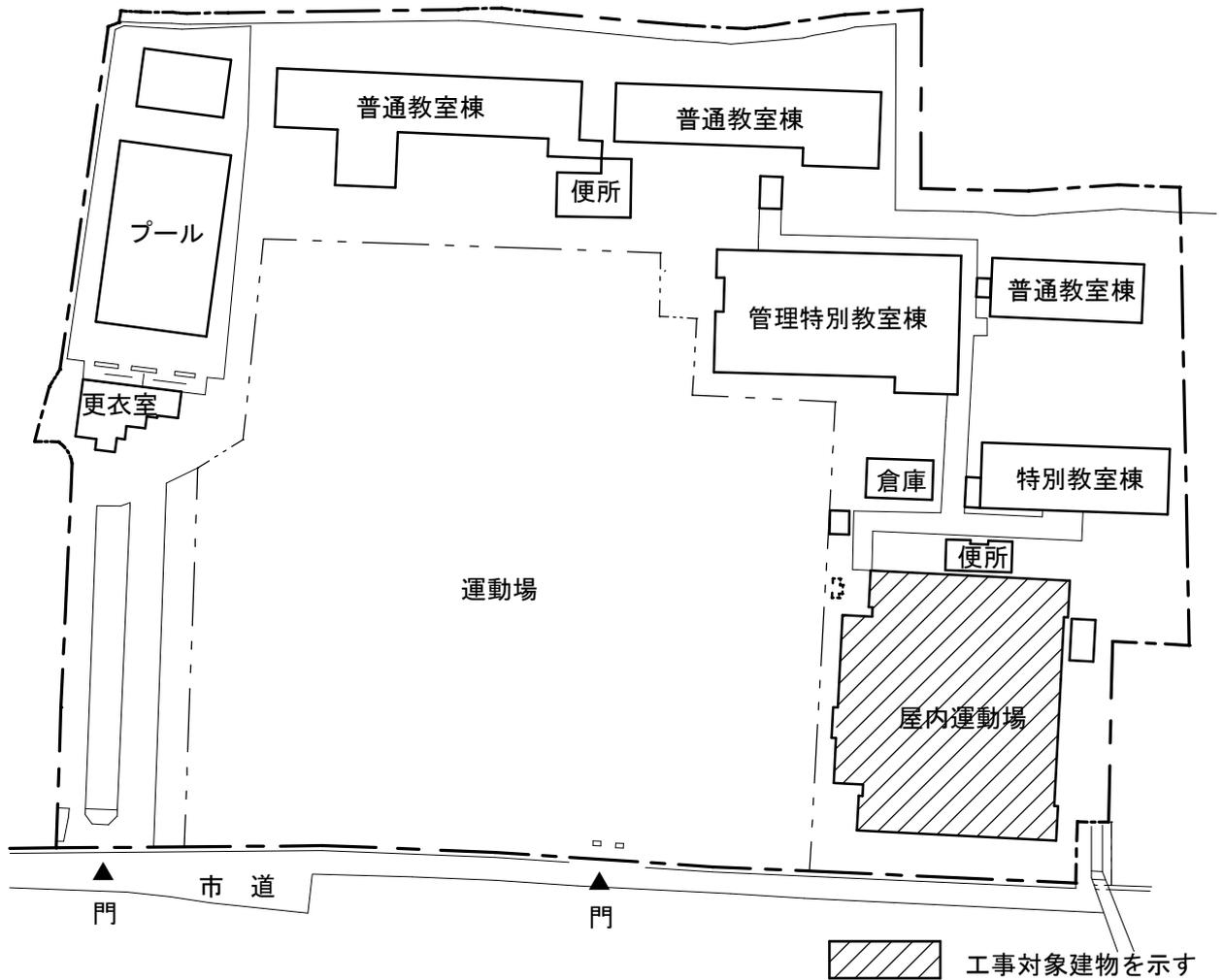
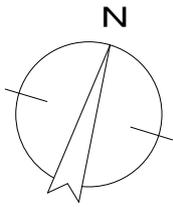
3 根拠法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例  
第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号  
の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1  
億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。



# 宮内小学校 位置図



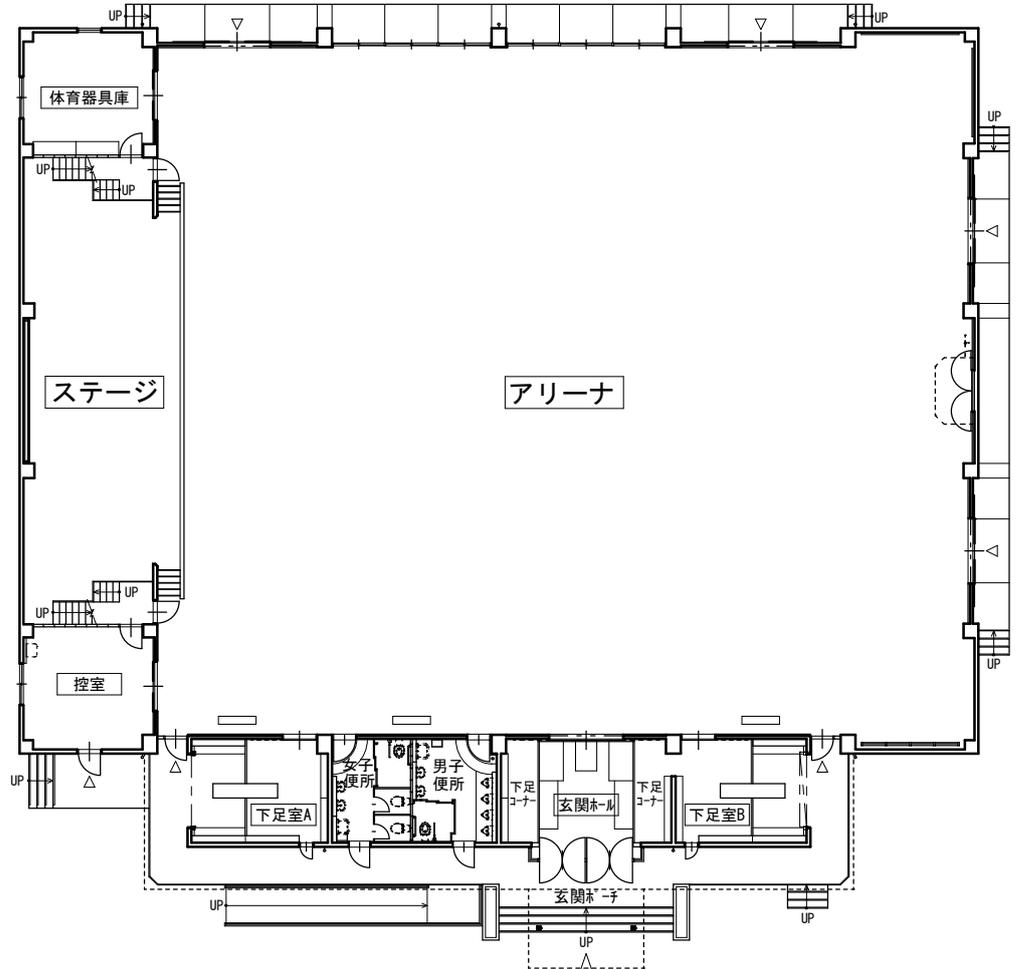


配置図

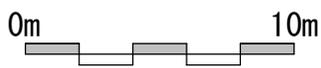
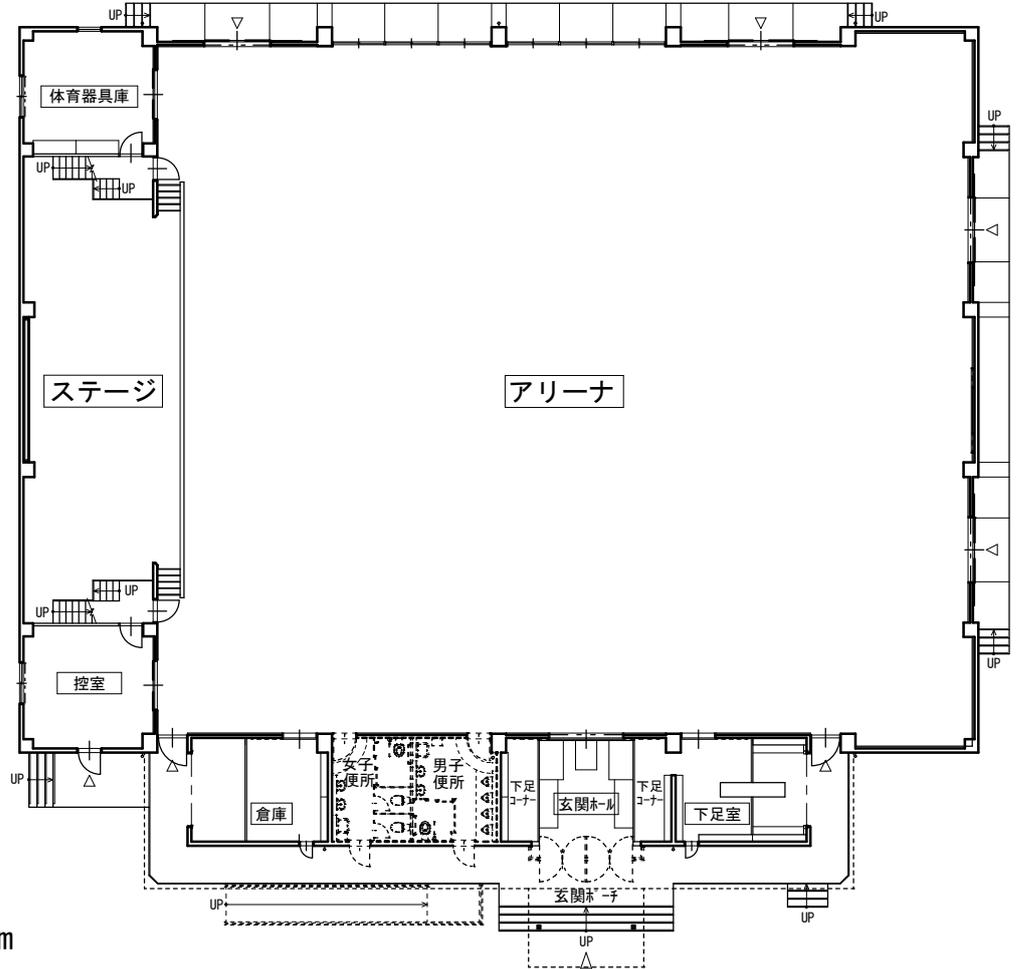
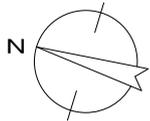


宮内小学校屋内運動場長寿命化改修工事

改修前 1階平面図

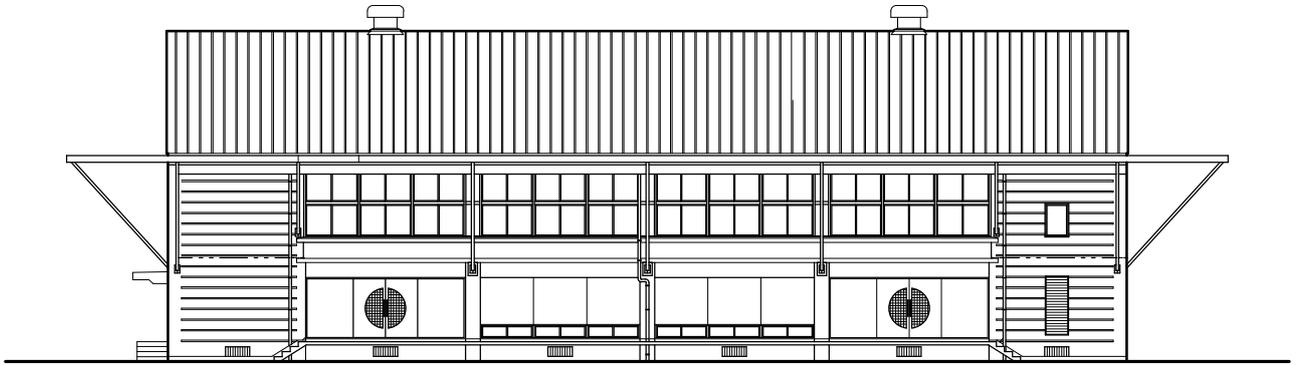


改修後 1階平面図

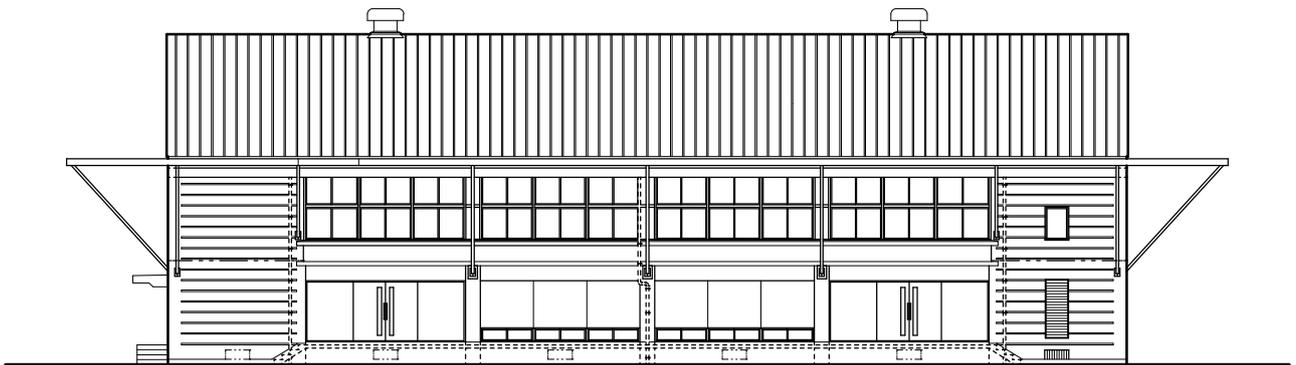


宮内小学校屋内運動場長寿命化改修工事

改修前 東側立面図



改修後 東側立面図



0m 10m

(議案第 4 7 号)

廿日市市総合計画基本計画の策定について

(経営政策課)

1 提案の要旨

市政を総合的かつ計画的に運営するためのまちづくりの指針である総合計画において、基本構想の実現に向け、後期基本計画の施策方針を策定しようとするものである。

2 施策方針の内容

基本構想に掲げる方向性に基づいた重点施策を具現化するための方針を示すものである。

3 根拠法令

廿日市市総合計画の策定手続に関する条例

第 4 条 市長は、前条に規定する手続を経て、基本構想及び基本計画（施策方針に限る。）の策定又は変更（軽微な変更を除く。）をするときは、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を経なければならない。



(議案第48号)

財産の取得について

(交通政策室)

1 提案の要旨

おおのハートバスの運行に使用する車両を買い入れようとするものである。

2 取得する財産

品名 小型ノンステップバス

数量 1台

3 取得価格 23,911,690円

4 相手方 廿日市市串戸一丁目2番11号

有限会社 廿日市モータース

代表取締役 上野 寿幸

5 根拠法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。



(議案第49号)

財産の取得について

(消防本部)

1 提案の要旨

消防団大野分団及び宮島分団に配備する車両を買い入れようとするものである。

2 取得する財産

品名 小型動力ポンプ付積載車

数量 2台

3 取得価格 23,738,000円

4 相手方 広島市南区宇品神田五丁目23番20号

株式会社 クマヒラセキュリティ

代表取締役 今中英治

5 根拠法令

議案第48号説明書に同じ。



( 議案第 5 0 号 )

財産の取得について

( 消 防 本 部 )

1 提案の要旨

廿日市消防署に配備する車両を買い入れようとするものである。

2 取得する財産

品 名 救助工作車

数 量 1 台

3 取得価格 1 4 6 , 8 5 0 , 0 0 0 円

4 相手方 広島市中区舟入南三丁目 1 3 番 3 号

株式会社 三葉ポンプ

代表取締役 筒 井 敏 之

5 根拠法令

議案第 4 8 号説明書に同じ。



(議案第51号)

財産の取得について

(消防本部)

1 提案の要旨

廿日市消防署西分署及び佐伯消防署に配備する車両を買い入れようとするものである。

2 取得する財産

品名 高規格救急自動車

数量 2台

3 取得価格 41,305,000円

4 相手方 廿日市市桜尾本町14番4号

株式会社 タケウチ自動車

代表取締役 竹内利雄

5 根拠法令

議案第48号説明書に同じ。



( 議案第 5 2 号 )

財産の取得について

( 消 防 本 部 )

1 提案の要旨

廿日市消防署西分署及び佐伯消防署に配備する高規格救急自動車に積載する高度救命処置用資機材を買い入れようとするものである。

2 取得する財産

品 名 高度救命処置用資機材

数 量 2 組

3 取得価格 3 2 , 9 5 6 , 0 0 0 円

4 相手方 広島市中区上幟町 1 1 番 3 号

日本船舶薬品株式会社広島営業所

所長 神 崎 健 吾

5 根拠法令

議案第 4 8 号説明書に同じ。



(議案第53号)

廿日市市教育委員会委員の任命の同意について

(人 事 課)

1 提案の要旨

(1) 岡本美紀子委員は、令和3年6月25日をもって任期が満了するので、その後任委員を任命しようとするものである。

(2) 後任委員

岡 本 美紀子 (再任)

(3) 現在の委員は、次のとおりである。

山 川 肖 美

松 本 良 子

岡 本 美紀子

片 嶋 学

大 島 久 典

2 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第4条

② 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。